

## 内部統制システムの基本方針

株式会社福島銀行の取締役会は、会社法並びに会社法施行規則に基づき、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当行の業務並びに当行およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について、以下のとおり定める。

### 1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役および使用人の職務の執行が法令、定款および当行の経営理念を遵守した行動をとるための行動規範を定め、対外的に公表する。
- (2) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合するための牽制機能として、少なくとも2名以上の当行と利害関係を有しない社外監査役を置く。
- (3) 法令および定款の遵守を確保するため、コンプライアンスに関する重要な事項は取締役会にて協議する。
- (4) 取締役を含め、全行的な法令および定款の遵守に関する企画立案、教育指導などを担当するコンプライアンス総括部署を総合企画部に設置する。
- (5) 法令および定款の遵守に関する規程を整備する。この規程は、取締役会で定める基本方針に沿ってコンプライアンス総括部署が策定し、取締役会に報告する。
- (6) 法令および定款の遵守について、取締役は監査役および外部の監査法人与常に情報と問題意識の共有、意見の交換に努める。
- (7) 取締役の法令および定款の遵守について、市場や世間のチェック機能が働くよう取締役は常に経営の透明性を高めるよう努力する。
- (8) 取締役会は、行動規範に反社会的勢力との関係を遮断し不当要求等に毅然として対応することを定める。また、反社会的勢力と対応する総括部署を明確にするとともに、問題発生時の具体的対応を示す行動指針やマニュアルを整備し、警察等の関係機関と連携していく。
- (9) コンプライアンス総括部署はコンプライアンス基本方針に沿った規程・マニュアルを作成し、全取締役・使用人に配布するほか、毎年コンプライアンス・プログラムを策定する。その徹底を期するため各本部および各営業店にコンプライアンス・オフィサーを置く。
- (10) 本部各部署および各営業店は毎月コンプライアンス勉強会を実施する。コンプライアンス総括部署は定期的にチェックリストにより全使用人の理解の確認などコンプライアンスの実態・実情のモニタリングを行う。
- (11) 内部監査担当部署は本部および営業店の監査結果を取締役会および監査役会に報告する。
- (12) 営業店の業績表彰に当たり、コンプライアンスに大きな問題があると認

- められた営業店は、表彰対象から外すこととする。
- (13) コンプライアンス総括部署に、コンプライアンスに関する報告や相談を電話、電子メール等で気軽に行える内部通報の仕組みを設ける。
  - (14) コンプライアンス上重大な違反をした使用人に対しては、取締役会が懲戒処分を行う。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理を行うため、取締役会において文書管理規程を制定し、当該規程に基づき次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに保存する。
  - ①株主総会議事録
  - ②取締役会議事録
  - ③取締役会で定めた意思決定機関の開催記録
  - ④稟議書及び取締役を最終決裁権者とする各種申請書
  - ⑤取締役が当事者となる契約書
  - ⑥会計帳簿、計算書類、出入金伝票
  - ⑦法令に基づき金融庁、財務局、税務署その他官公庁に提出した書類の写
  - ⑧日本銀行、全国銀行協会、第二地方銀行協会、証券取引所に提出した書類の写
  - ⑨その他文書管理規程に定める文書
- (2) 前項各号に定める文書の保存期間は、文書管理規程の定めによる。
- (3) 保存場所については文書管理規程に定めるところによるが、取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、2 銀行営業日以内に本店において閲覧が可能である方法で保管する。
- (4) 第 1 項の文書管理規程の改廃には、取締役会の承認を要する。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理に関する基本方針は取締役会で決定する。
- (2) 本部各部署および営業店はそれぞれが担当する業務に伴うリスクの管理を担当する。同時に、当行全体としてのリスクの横断的な管理、リスク管理の企画立案、行内各部署への指導などを担当する総括部署を総合企画部に設置する。
- (3) リスク管理に関する規程を整備する。この規程は、取締役会で定める基本方針に沿って、各リスクを管理する所管部署が立案し、担当本部長が決定する。
- (4) 本部および営業店のリスク管理の実態を把握するため、内部監査担当部署を設置する。内部監査の基本方針は取締役会で定める。内部監査担当部署は、監査結果を取締役会および監査役会に報告する。
- (5) 内部監査担当部署が行う監査については、正当な理由がない限り、取締役を含め何人も口出しできないものとし、その独立性を確保する。本部各部署および営業店は監査結果を活用しリスク管理の向上に努める。

- (6) 外部の監査法人が行う本部および営業店のリスク管理に関する調査については全面的に協力するものとする。
- (7) 災害等非常時の基本的な対応方針、対応の体制等の重要事項について定めた非常時対策マニュアル等に基づき非常時においても適切に対処する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は業務執行の基本方針の決定と業務の監督に専念し、細部の方針の策定や個別業務の決定については取締役会が意思決定機関として設置した各種委員会および各業務の担当本部長の判断に極力委ねる。
- (2) 取締役は職務の執行権限を可能な限り本部各部署および各営業店の責任者に委譲し、取締役本来の職務に専念出来るよう努める。
- (3) 取締役とは別に、業務の執行を専担する執行役員を導入する。執行役員は取締役会が任命する。執行役員は必要に応じ取締役会に出席する。
- (4) 取締役および執行役員は業務上必要最小限の人数に抑制する。
- (5) 取締役および執行役員の任期は1年とする。
- (6) 業務執行上の情報と問題意識の共有を図るとともに、互いに知恵を出し合うため、取締役会とは別に社長および本部長が日常的に相談できる場を用意する。
- (7) 取締役の職務の執行が効率的に行われているかどうか外部からも確認できるように、経営計画や経営目標の対外開示など経営の透明性を高める。

#### 5. 次に掲げる体制その他の当行及び当行子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
  - ① グループ会社管理規程にてグループ会社が当行の事前了解を得る事項および報告する事項を定め、当行はグループ会社を独立した会社として自主性を保つように配慮しながら、適切な指導・管理を行なう。
  - ② 当行は、当行の取締役および当行子会社の取締役が出席するグループ会議を半期毎に開催し、当行子会社の業務執行状況の報告を義務づける。
  - ③ 当行に子会社の管理を担当する部署を総合企画部に設ける。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 当行グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、当行取締役は各担当部署と緊密な連携を図りつつ、リスクの特定・分析・評価を実施の上、社内規程等に基づき、リスク管理を行う。
  - ② 当行は、不測の事態や危機の発生時に当行グループの事業の継続を図るため、各子会社の定める「業務継続計画（BCP）」等に基づき、各子会社に適切に対処させる。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
  - ① 子会社においても、業務の決定および執行について相互監視が適正に行なえるよう、取締役会と監査役を設置する。

- ②子会社には当行から取締役または監査役を派遣する。
- (4) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ①子会社にコンプライアンス担当者を配置する。
  - ②子会社は、当行の内部監査の対象とする。
  - ③当行グループ役職員が当行コンプライアンス統括部署または外部の弁護士に対して直接通報を行なうことができるコンプライアンス・ホットラインを整備する。

#### 6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

- (1) 監査役職務を補助するため、内部監査担当部署に監査役会事務局を設置する。
- (2) 監査役会事務局には事務局長および担当を置き、当該使用人は監査役の指示に従い、その職務を行う。

#### 7. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役職務を補助する使用人がその職務を行うにあたっては、監査役以外からの指揮命令を受けない。
- (2) 上記の補助する使用人の異動、人事評価および懲戒等については、監査役の同意を得る。

#### 8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制

- (1) 取締役および使用人は、当行または子会社に著しい損害を及ぼす事実等、当行に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監査役に報告を行う。
- (2) 当行の取締役および使用人は、職務の執行状況等について、監査役から報告を求められた場合、速やかに報告を行なう。

#### 9. 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

- (1) 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当行または子会社に著しい損害を及ぼす事実等、当行に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに当行の監査役に報告を行う。
- (2) 子会社の取締役、監査役および使用人は、職務の執行状況等について、当行の監査役から報告を求められた場合、速やかに報告を行なう。
- (3) コンプライアンス・ホットラインにより当行の取締役または使用人が子会社の取締役、監査役および使用人から法令等の違反行為の報告を受けたときは、当行のコンプライアンス担当部署は、報告内容に応じた事実関係の確認を行い、その調査結果を速やかに当行の監査役に報告する。

10. 前2条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 前2条の報告をした者、調査に協力した者及び被報告者のプライバシーを保護する。
  - (2) 前2条の報告をしたことを理由とした、報告者に対する不利益な取扱いを禁止する。
11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当行は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払または支出した費用の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用が監査役の職務の執行について生じたものでないと認められる場合を除き、これに応じる。
12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、必要に応じ取締役社長、外部の監査法人とそれぞれ当行が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うことができる。
  - (2) 株主総会に付議する監査役選任議案の決定にあたっては、監査役会の同意を得なければならない。
  - (3) 監査役は、危機管理委員会その他重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

(策定・改正履歴)

2006年5月10日策定  
2006年10月25日変更  
2007年5月22日改正  
2008年1月28日改正  
2008年3月10日改正  
2008年11月6日改正  
2009年7月14日改正  
2009年9月2日改正  
2011年3月28日改正  
2015年5月15日改正  
2021年6月10日改正

以上